

R9年度 協働のいじしゅうぜん事業 実施要領

1. 目的

この要領は、区と市が協働して、「おてんま」といわれている集落維持整備活動を行うことにより活動を持続可能なものとし、公共施設を維持修繕することを目的とする。

2. 指針

協働のいじしゅうぜん事業は、市の支援を受けながら、区等が施行することを原則とする。

3. 施行基準

協働のいじしゅうぜん事業の施行基準は次のとおりとする。

- (1) 市道認定された道路に関わる公共施設であること。
- (2) 市の管理する準用河川であること。
- (3) 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金等で補助や支援を受けるものは除く。
- (4) その他、市長が目的達成のため必要と認める場合。

4. 支援基準

協働のいじしゅうぜん事業のため、市は次のとおり支援を行う。

- (1) 事業に要する原材料等は、市が支給する。
 - (2) 機械・車両を使用した場合は、区等と協議のうえ市で使用料を支払う。
 - (3) 支援する事業費は、市の予算の範囲内とする。
 - (4) 区の申し出により、活動に伴う人件費が必要となる場合、市は、区の運営状況等を加味し、区に対して、その費用を認めるものとする。
- なお、支援額の上限を20,000円/事業とし、額は、別紙A(支援額の計算表)により支援できるものとする。(賃金受領書等の写し添付)

5. 事業内容

(1) 対象事業

- ・道路施設・準用河川の草刈り(グレーダーが入らない市道の整地含む)
- ・道路側溝・準用河川の泥上げ

(2) 市から支給する原材料等は下記のとおりとする。

- ・燃料各種
- ・除草剤
- ・その他市長が必要と認めた資材

(3) 施工に必要な機械や車両は下記のとおりとする。

- ・掘削機械各種(バックホウ等)
- ・伐採機械各種(草刈機、チェーンソー等)
- ・運搬車両各種(ダンプトラック、軽トラック等)
- ・その他市長が必要と認めた機械又は車両(プロア等)

6. 安全対策

施工実施区等は、安全対策について全責任をもち、施工に際しては作業員全員が傷害保険に加入していなければならない。また使用する機械、車両について資格免許が必要な場合は、資格免許がある者が行わなければならない。